

平成29年度

福祉マンパワー事業

人材養成事業

助成上限
5万円

助成対象経費

- 研修受講料（テキスト代含）
- 旅費及び宿泊費

募集期間

7月 7日(金)～7月28日(金)

【助成例】

認知症介護実践研修、ジョブコーチ養成研修、保育心理士養成講座 など
※資格の更新研修や試験の一部免除を目的とした研修及び本試験は対象になりません。

県内の社会福祉施設等の職員の方が、業務に関する資格取得や自己啓発等のために必要な研修の受講等をされる場合に、その経費を助成します。
※御本人に助成します。勤務事業所への助成ではありません。

申請時の注意

- 過去3年以内に本事業の助成を受けておらず、助成を受けた後も継続して勤務予定される方が対象となります。
- 平成29年4月1日以降に開始し、平成30年2月9日までに実績報告が提出できる研修が対象となります。
- 同一施設における助成決定者は3人までとします。
- 次の研修は対象となりません

職場が実施する職場内研修

- 取得している資格の更新のための研修（介護支援専門員更新研修等）
- 本試験の受験
- 介護職員初任者研修支援事業対象施設の職員が受講する介護職員初任者研修

- 募集予算に達しなかった場合のみ第2次募集を行います。募集の状況はホームページ等にてご確認ください。
- 山口県と同様な研修助成事業との併用はできません。（介護福祉士実務者研修貸付事業、介護人材確保・能力育成事業等）
- 研修受講等の申込み手続き前であっても、受講予定として申請は可能です。
- 申請した事業を都合により中止したり、辞退等をするときは、速やかに書面により届出てください。
- 予算の範囲内での助成となりますので、多数の申請があったときは選考により決定します。

- 申請方法や申請書類の様式は福祉人材センターのホームページにてご確認ください。

<http://www.yamaguchikensyakyō.jp/jinzaicenter/>

山口県福祉人材センター

検索



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒753-0072 山口市大手町9-6 TEL : 083-922-6200